

第386回徳島県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年9月12日（金） 13：56～15：26
- 2 場 所 内水面漁場管理委員会室
- 3 出席委員 歌 委員、久川委員、森 委員、谷川委員、
高橋委員、谷上委員、横山委員、柴折委員、
伊丹委員
- 4 欠席委員 宮内委員
- 5 事務局 嶋村事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 竹内主査兼係長
- 7 議 題
 - (1) 令和7年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針、申請期間及び事務取扱要領について
 - (2) 下りうなぎの採捕禁止に係る委員会指示及び採捕自粛要請について
 - (3) 押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について
 - (4) あゆ産卵場造成に伴う水産動植物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間の設定に係る委員会指示について
 - (5) 漁業法第169条第2項に基づく内共第16号第五種共同漁業権の取消しについて
 - (6) 意見聴取に関する手続規程の改正について
 - (7) その他

8 議事

局長： それではですね、ちょっと定刻よりは早いんですけども、本日出席予定の委員の皆様が揃われましたので、これより第386回内水面漁場管理委員会を開催いたしたいと思います。

本日は定員10名中9名の委員に出席いただいておりますので、過半数を満たし本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長よろしく申し上げます。

議長： 委員の皆様方にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。それではただ今から、第386回徳島県内水面漁業管理委員会を開会いたします。本日の会議の議事録署名者は谷川委員さんと高橋委員さんをお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

では、議事に入ります。議題（1）は「令和7年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針、申請期間及び事務取扱要領について」でございます。

それでは県からの説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料1により説明

議長： ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

議長： 意見ございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては諮問案のとおり異議のない旨答申することとしてよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： 異議が無いようでございますので、本件については諮問案どおり異議のない旨答申することに決定いたします。

次に、議題（２）に移りたいと思います。議題（２）は「下りうなぎの採捕禁止に係る委員会指示及び採捕自粛要請について」でございます。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 資料２により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： この制限、禁止なり要請する川っていうのは県内すべての川ですか。うなぎの漁業権が設定されているとか関係なく？

事務局： すべての内水面です。日和佐川とか牟岐川とか穴喰川とか漁業権のない川であっても、親うなぎの採捕はご遠慮願いたいということです。

委員： わかりました。

議長： 他にご質問等はございませんか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり委員会指示を発出するとともに文書を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議が無いようなので、本件については原案のとおり委員会指示を発出するとともに文書を発出することとします。

次に、議題（３）「押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について」でございます。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 資料３により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、議題（４）「あゆ産卵場造成に伴う水産動植物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間の設定に係る委員会指示について」でございます。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 資料４により説明

議長： ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： はい

議長： どうぞ

委員： 吉野川ですけれども。採捕禁止区域が400メートルぐらいの区間ですけど、ここで3つの組合がそれぞれ産卵場造りをしてるんですか。

事務局： 元々この三好河川、吉野川西部も含めた吉野川漁連としてここに産卵場を造成しておりました。前回の委員会で経緯をご説明したとおり、三好河川と吉野川西部が連合会を脱退されまして、そのあと漁業権の共有という形で漁業権者としては名前を連ねておられます。

漁業権としては1つなので、1つの漁業権に対し3者の名義になっているというような扱いなんです。一応今回の産卵場造成に対して3者に照会をかけたんですが、ここで産卵場造成をやると返事が返ってきたのは連合会だけです。

三好河川と吉野川西部は、吉野川の上流域に位置しておりまして、あゆが産卵するところよりも大分上流で、そこからあゆが川を下って行って産卵しますので、そもそも三好河川や西部の組合が所在してる地区ではあゆは産卵しないということもありますので、その2者からは産卵場造成はしませんとご回答をいただいております。

委員： 産卵場造成をしないのに。

事務局： 漁業権者としての名義はあるんですが産卵場造成をするのは1者だけ。

委員： 連合会がするって言うてるからここに名前が出てくるってこと？

事務局： これは説明として漁業権者が誰かというのを明らかにするためにここに書いているだけであって、委員会指示は漁業権者が誰だろうと関係なく、吉野川のこの区域はこの産卵場造成がされている期間は水産動植物を捕ってはいけませんよ

っていう指示ですので、特に漁業権者が誰かっていうのは関係ありません。

委員： わかりました。

議長： 他にご質問等はございませんか。
無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議が無いようなので、本件については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、議題（５）「漁業法第169条第2項に基づく内共第16号第五種共同漁業権の取消しについて」でございます。

それでは県から、説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料5により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： 放流量の算定するのに補助金部分を除くっていう難しい計算されたんですけども、連合会さんの方で業者からの協力金が減収のためっていう理由があったようなんですけども、放流協力金を当てるっていうのも補助金と同じような扱いになるんですか。

漁業管理調整課： 協力金を放流に充てること自体が何かに反してるとか駄目とかっていうのは、特に規定はないのでそれ自体は構いません。

市町からの補助金というのは、あくまでも公的資金で補助されているものなので、それを自分たちが義務としてすべきことに充てるのはいかなものかというところで、今回は補助金の部分は除けさせてもらってるんですけど、協力金とか砂利採取同意料とかってというのは、それぞれの漁業権者さんが任意にいただいておりますのでそれを何に使おうが組合の運営のやり方のことなので、特に県からとやかく言うことはないんですが、そもそも遊漁券を販売するときの年券は1万円とかっていうのも算定の基礎になってるのは、基本的には遊漁券の販売金額とか、組合員さんからの賦課金とか、あとはそういうものを元にしてそれにかかる必要経費とかっていうのを割り戻して算出されているので、本来の理想を言えば、遊漁券の遊漁料収入と賦課金だけでやってくださいというところではあります。

ただ協力金とか地元の関係の中でですね、そういうものを充てることを否定しているわけじゃないです。その中でも補助金は駄目ですよねっていうので除けたということで、今回の算定について協力金について算定してないっていうのはそういうところなんです。

委員： わかりました

議長： 他にご質問等はございませんか。

委員： これ一番迷惑するのは組合員になると思うんですけども、漁業権取り消しになった場合、また話が上手いことできて漁業権復活ということは、当分の間、次の漁業権のあれまで全くあかんということですか。

漁業管理調整課： そうですね。いつまでというのが何かで決まっているわけではないんですけども。そもそも今回のできな

かった理由で皆さん仰ってるのがお金が無いとかそういうことだと思っんですよ。

それって漁業を営むために漁業権が与えられていて、それを営むに当たっているところ賦課金とか遊漁料とかっていうのを集めて、その中で運営して放流もするっていうところなんですけど、実際もう今そういうことができませんっていうので放流しません。漁業権もいらないうすっていうような話になってる中で、あゆ釣りの人も減ってるし、組合員さんも減る中で、新たに役員が変わったからってそうすぐに健全な運営が望めるのかなあというところは我々としては思いますので、直ちに漁業権免許するとは言えないと思っんで、ちょっと長い目で見えてどういう状況になるかっっていうのを見た上で判断しないと、今後、何年後かにはまた新しく漁業権免許しますよとかそういうことは言えないかなあ。

委員： 早くても次の漁業権の切替えかなってことですね。

漁業管理調整課： 令和5年に切り替えたばっかりなので何とも言えませんね。

委員： わかりました。

議長： 他に質問ございませんか。

委員： 漁業権取り消すとなると、どんなふうな、無料？今まで遊漁券買わんと吉野川って釣りできなかつたのが。

漁業管理調整課： その遊漁料を支払う根拠になってる漁業権がなくなるので。漁業権者である吉野川漁連さんがお金を掛けて放流されます。なのでその一部を負担してくださいっっていうので遊漁料を1万円払ってたんですけれども、漁業権がなくなると吉野川漁連さんも、他の漁業権者さんもあゆを放流し

なくてもよくなります。権利がないので義務を果たす必要がなく自由に釣りができるようになります。

ただ、先ほどの産卵場のときに説明しましたがけれど、1月1日から5月31日まで、10月20日から11月10日まであゆ捕ったら駄目よってというのは、吉野川漁連さんが決めていることじゃなくて県の規則で決まっていることなので、それは自由に釣りができるようになったと言ってもやったら駄目ということですよ。

あと、漁師さんが刺網とかで魚捕っておられると思うんですけども、あれも漁業権を行使できる立場だった漁師さんだからできていた話ですよ。

委員： 組合費払う代わりにってやつですね。それがなくなったら組合員さんもおらんようになるんじゃないですか。

漁業管理調整課： 組合員さんは組合費払う代わりにあゆが捕れるっていうのがあってお金払ってたので、払わなくても釣れるようになったら組合費は払いませんよね。

委員： 釣れるようになるんですね。

漁業管理調整課： ただ放流が行われなくなって、天然遡上だけになるので、放流がどの程度資源に対して効果があるかっていうところはこれから。漁業権が取り消されたあとタダになったら行こうかって言う釣り人も増えるかもわからないですよ。し、放流はされない、釣り人が増えるみたいになったら、釣れない川になる可能性もありますよね。

委員： でも産卵する場所はちゃんとあるんですね。

漁業管理調整課： 産卵場についても、今年はまだ漁業権者なので造成するって仰ってるんですけど、来年、もし漁業権が取り

消されたら造成する意味もないのでしなくなると思われ
ますので、こうなってきたら産卵とかもどうなのかなって
いう。なので県のルールの中で自由には釣れる。

委員： 今年の分の遊漁券は売れてなかった訳ですから、収入はな
かったはずですよ。ということは放流はできないですよ
ね。

漁業管理調整課： 本日漁業権の取り消しについて諮問させていた
だいたんですけども、この後、もし漁業権の取り消しを覆す
ような、弁明なり情状なりっていうのが認められなければ県
としても取り消さざるをえないと思ってます。そうなっ
てきたら漁業権もないのに遊漁券売れないじゃないですか。
漁業権があるから遊漁券を販売してるのであって、何の権利も
ない人が何かわからない券を売ってても誰も買わないと思
います。そうなってきたら収入がなくなるかな。

委員： 組合員さんは減ってるんですか。

漁業管理調整課： 海面も含めて組合員さんは減っています。

委員： ありがとうございます。

委員： 増殖命令が56万尾でそれが半分以下しかできなかつ
たっていうのはこのトータル。4組合でトータルで1/2以下
しかできなかつたということですけども、例えば吉野川西部
さんは10万尾で一番たくさんしてる。単位漁協としてはう
ちはよくやっ取るのに、っていうようなことにはならない
ですか。

漁業管理調整課： そういう意見も出るとは思いますが、漁業権と
しては1つのもので切り離して考えるべきものではございま

せんので、漁業権全体として56万尾を達成してたら、今回このような諮問にはならなかったのかなとも思うんですけども。

委員：　そもそもこの56万尾をみんなで達成するっていうようなのは、本来はここの中で調整してやるんでしょけども、そんなことが全くないわけですね。

漁業管理調整課：　ないです。もともと連合会に対して56万尾の義務が課せられておって、そこから3漁協が脱退したとはいえ漁業権としては変わらないので同じように56万尾がそこに課せられております。その56万尾の義務を漁連と、出ていったところでどういうふうに分担していくのかっていうところが問題になるのは、脱退する前からこちらからも随分指摘はさせてもらっていましたが、漁連の中において話がかないものが、外に出て行ったらこういう話し合いもしなければならなくなるのにどうするんですかというところで、脱退を思い止まらせようということもしました。脱退された後も何度も両者に話しをしてですね、そういう話し合いが進まなければ、遅かれ早かれ今のような事態になってしまうんだから。先ほど委員さん言われたように、組合員さんが一番困ることですので、組合員さんのことを考えたらですね、いくら上層部で仲違いしたとはいえ、そういう最低限の義務を果たせるように、最低限の話し合いは要りますよということで、説得はさせていただいたんですけども、このような事態になって、結局調整が行われないまま放流時期を迎え、それぞれが増殖命令を受け取って、できる範囲でやりましたみたいな回答が返ってきたというところです。

委員：　未達の理由で、吉野川西部さんは理由なしってなってるのは、われらはやっとするけん、別に未達でないっていうことで、全体が未達でないかっていう意味なんやね。

漁業管理調整課： そのとおりです。

委員： これ同じような、こういう連合会に共同漁業権出してるどころってあるんですか。

漁業管理調整課： 那賀川漁連さん。海面とかであれば連合会ではないんですけども同じエリアで、例えば川内漁協さんと長原漁協さんで空港周辺の漁業権を共有してるとか。海面ではたくさんあります。

委員： わかりました。

議長： 他に質問ありませんか。それでは、漁業権の取消しについては、漁業法に手続きが定められているようですので、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料5-2により説明

議長： ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

議長： 無いようでございますので、本件につきまして法の規定に従いまして、漁業権者の意見を聴取する場を持ちたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは、漁業権者から意見を聴取する場を設けたいと思います。

改めて、事務局を通じて日程の調整をさせていただきますので、皆様、ご出席くださいますようお願いいたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題（６）「意見聴取に関する手続規程の改正について」
でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料６により説明

議長： ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： これ、今、内水面漁場管理委員会が漁業権者に対して、通知をしてそれにいついつ来なさいと。それ返事をもらうんですかね。応じるか応じないかっていう。

事務局： 応じない場合もありますので、あくまでも意見聴取なので、来なかったら来なかったで来ないっていう結果になります。

委員： 来ても来なくても開くのは開くんですね。

事務局： 開きます。

委員： それと出すのはこの３つの組合で。麻植阿波吉野川は解散？

事務局： 麻植阿波吉野川は６月の末に解散されて、法人としての立場ではないのもう呼べないと。

議長： 他にご質問等はございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり改正することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議が無いようなので、本件については原案のとおり改正することとします。

続いて、議題（7）「その他」でございます。

この際何かございませんか。

委員： ちょっと質問いいですか。この吉野川が全部解散なんですか。1河川で1組合でしょ。

事務局： いや、組合は解散しないです。

委員： 漁業権自体がなくなるわね。

事務局： 今後の意見聴取とか、そういう手続きを踏まえて、取り消しということになれば、漁業権が取り消されるということで、組合自体が解散するっていうわけではありません。

委員： 組合があっても何か意味あるんですか。

事務局： そのあとの身の振り方については各漁協さんが判断される。

委員： そういうことですか。はいわかりました。

議長： 議事は以上ですがその他何かありませんか。

それでは以上をもちまして第386回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたる御審議お疲れさまでした。

以 上